

建物賃貸借契約の更新 宅建 H14-14-3 《#528》

【問】 正誤をつけよ。

期間の定めのある建物賃貸借契約が法定更新された場合、その後の契約は従前と同一条件となり、従前と同一の期間の定めのある賃貸借契約となる。

【答え】 誤り

《ポイント》 建物賃貸借契約の更新

建物の賃貸借について期間の定めがある場合において、当事者が期間の満了の1年前から6月前までの間に相手方に対して更新をしない旨の通知又は条件を変更しなければ更新をしない旨の通知をしなかったときは、従前の契約と同一の条件で契約を更新したものとみなす。ただし、その期間は、定めがないものとする。（借々法 26 条 1 項）

⇒ 期間の定めのない建物賃貸借として、法定更新